

(第2章) 会費納入規程

第1条 総則

この規定は、定款第3章第7条の入会金及び会費納入についての必要事項を定めるものとする

第2条 入会金および会費について

正会員の入会金は5,000円とし、賛助会員、学生会員の入会金は不要とする。但し学生会員より正会員へ入会する場合、卒業後1年に限り入会金を免除する

正会員の会費は年5,000円、賛助会員の会費は年30,000円、学生会員は年2,000円とする。

第3条 納入方法

- 1.正会員は入会金、会費ともに公益法人鹿児島県臨床工学技士会が指定する方法で納入する。(K-netによる口座引落 6月または11月)
- 2.賛助会員の会費は公益法人鹿児島県臨床工学技士会が指定する方法で納入するものとする。
- 3.学生会員の会費は公益社団法人鹿児島県臨床工学技士会が指定する方法で納入するものとする。
- 4.入会金は入会時に納めるものとする。

(附則)

第1条 この規定は、総会の議決を経なければ変更することはできない。

第2条 この規程は、公益社団法人の設立の登記の日より適用する

変更：平成28年5月一部改訂